

多摩市告示第402号

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、令和6年2月29日付け多摩市告示第55号において別に告示で定めることとされている期日は、次の掲げるとおりとする。

令和6年7月24日

多摩市長 阿部 裕行

地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するもの

令和6年7月31日

指定地域	
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町